

奨学金支給条例の改正に関するパブリックコメントに寄せられた意見と検討結果について

【実施期間】	平成26年9月1日（月）から9月30日（火）まで		
【担当部局】	生涯学習部学校教育課		
【意見提出者数】	1人		
【意見への対応】	採用	： 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	不採用	： 意見を原案に反映しないもの	1件
	参考	： 意見を今後の事業運営の参考とするもの	1件
	その他	： ご質問・ご意見として伺うもの	0件
	実施済	： 既に実施されているもの	0件
【意見の検討経過】	10月6日から10月9日： 担当部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成		
	10月14日： 市長決裁にて決定		

■奨学金支給条例に関するパブリックコメントに寄せられた意見と検討結果

No.	意見等の趣旨	検討結果	検討内容
1	<p>浜益区在住の生徒は、親元を離れ「下宿」「アパート」「寮」での高校生活を余儀なくされ、保護者の経済的負担が大きいことから、浜益区の生徒へは、「月額奨学金」の増額及び「入学支度金」を高等専門学校学生と同額の「40,000円」にすることを希望する。</p>	不採用	<p>浜益区からの通学可能な範囲にある高等学校等に限られるために、親元を離れ「下宿・アパート等」から通学することが多く、保護者の負担が大きいことは十分承知しておりますが、「月額奨学金」は学習費として、「入学支度金」は公立高等学校の入学料相当として給付するものであり、通学にかかる経費等については、奨学金の支給目的とは異なるものと判断しております。</p>
2	<p>選定に用いる、保護者の収入の基準に関して、浜益区の生徒については、「下宿・アパート代等、年間仕送り相当額」を差し引いた計算をすることが、本制度の趣旨にかなっていると考えます。</p>	参考	<p>自宅通学以外の生徒については、奨学審議委員会において選定を行う際の参考資料にその旨記載しており、親元を離れて生活している状況はお伝えしていることから、保護者の収入から一定額を差し引くことは考えておりません。収入は選定する上での一つの要素であり、毎年、学業成績や人物評価、家庭の状況（収入・扶養者数等）を総合的に勘案して奨学生を選定しておりますが、今後、選考基準の見直しにおいて、参考とさせていただきます。</p>